

つくばみらい市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、つくばみらい市広告掲載要綱（平成20年つくばみらい市告示第47号。以下「広告掲載要綱」という。）第4条の規定に基づき、市ホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市ホームページ つくばみらい市が管理するホームページのことをいう。

(2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像であって、この要領に基づき広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の大きさは、縦90ピクセル、横225ピクセルとする。

(2) 広告のデータ形式は、JPEG形式又はPNG形式とする。ただし、アニメーション形式を除く。

(3) 広告の最大ファイルサイズは、10メガバイト以下とする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第5条 広告の掲載位置及び掲載枠数は、市長が指定する。

(広告の掲載範囲)

第6条 市ホームページに掲載することができる広告（当該広告からリンクされるWEBページを含む。）は、広告掲載要綱第3条の規定を満たすものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、複数月の申込みがあったときは、12月を超えない範囲で掲載することができる。

2 広告の掲載開始日は月の初日とし、広告の掲載終了日は月の末日とする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠当たり月額1万5,000円とする。ただし、キャンペーン等を実施する場合は、その期間中に限り指定の広告掲載料とする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載の開始を希望する日の1月前までにいばらき電子申請・届出サービスから申請しなければならない。ただし、同サービスの利用が不可能な場合は市と協議するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、広告掲載の可否を決定し、つくばみらい市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告原稿の提出)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告原稿をいばらき電子申請・届出サービスから送付しなければならない。ただし、同サービスの利用が不可能な場合は市と協議し送付するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿が市ホームページに掲載する広告として適当でないと判断したときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

(広告掲載内容の変更)

第13条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたるときは、1月を単位として、市ホームページに掲載する広告の内容(当該広告からリンクされるWEBページを含む。以下この条において同じ。)又はリンク先アドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先アドレスを変更しようとするときは、変更しようとする月の初日の15日前までにつくばみらい市ホームページ広告掲載内容変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、広告掲載要綱第10条の規定による広告掲載の取消しをしたときは、つくばみらい市ホームページ広告掲載取消通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。